

輪島市監査公表第 10 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年3月5日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成25年2月8日（金）教育委員会庶務課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成24年度の監査資料（平成24年4月から12月まで）に係る事務事業全般及び平成23年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部について次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 鳳至小学校（第Ⅱ期工事）・河井小学校（第Ⅱ期工事）の大規模改造・耐震補強工事が施工されるが関係機関との連絡を図り、適正な工事管理に努められたい。
- スクールバス運行業務においては、地理的条件に精通していること、また安全面での管理が行き届いていること等の理由により、随意契約がなされているが「随意契約は契約の例外である」との基本認識をもち、慣例によることなく随意契約の理由や積算根拠を明確にして業務を遂行されたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。